

空き家に付属した農地に限り

農地を取得する際の下限面積を1アールに引き下げます。

おおい町農業委員会は、平成30年4月1日から空き家に付属した農地を空き家とともに取得するとき、農地法第3条（農地の所有権移転・賃借・使用貸借）による下限面積を1アール（100㎡）に引き下げます。

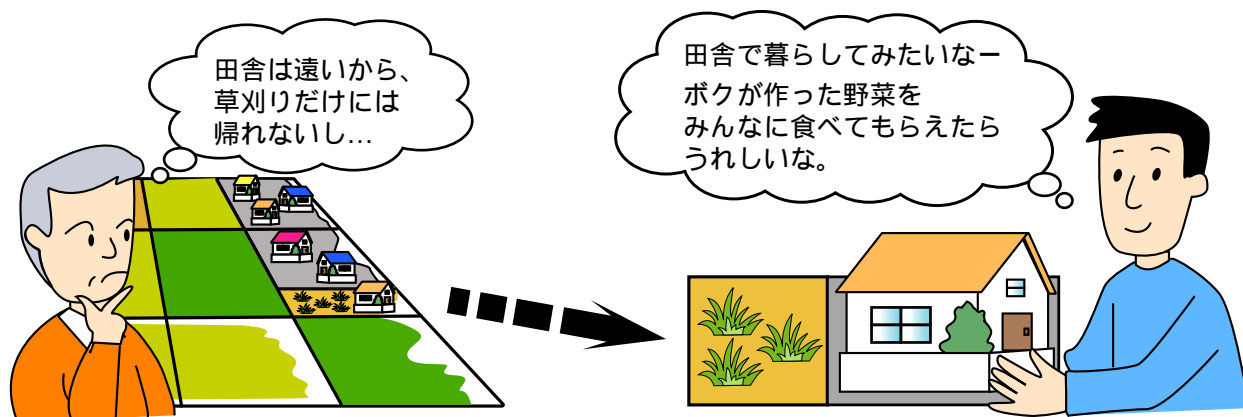
ただし、次の条件を満たす場合に限ります。

主な条件

- ・適用を受ける農地の全てまたは一部が「遊休農地」であること。
- ・適用を受ける農地が「おおい町空き家情報バンク」に登録された空き家に付属した農地であること。

手続きの流れ

1. 役場建設課で【空き家情報バンク】登録申請を行ってください。
同時に売買したい農地の所在、地目、面積を附記してください。
2. 「空き家に付属した農地指定申請書」を農業委員会に提出してください。
3. 書類と現地を確認後、農業委員会総会において適用する農地が否かを審議します。
4. 適用する農地のときはその旨を告示します。併せて農地所有者へ判断結果を通知します。
5. 「農地法第3条許可申請書」を農業委員会に提出してください。
売買・賃借契約が成立しても、農地の権利移動には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
6. 農業委員会総会において、審議結果後、許可書を発行します。



近年、不在村者が所有する農地（空き家に付属した農地）の遊休農地化が地域農業の課題になっています。

下限面積（最低経営農地面積）要件により売買や賃借が難しいこうした農地について、農地の権利取得を容易にし、町内外からの新規就農者やU・I・Jターン者などの移住を促進し、遊休農地の解消を図ることを目的とするものです。

詳しくは、下記までご相談ください。

農地の権利移動、空き家付農地に関すること 0770-77-4055（農業委員会事務局）
おおい町空き家情報バンクに関すること 0770-77-4056（建設課）